

## 巡回指導通知書

巡回指導日 令和2年 9月28日 適正化指導員：  印、  印

事業者名	株式会社ロマンス		
対応者	佐々木 良隆	役職名	代表取締役社長
	佐々木 信志	役職名	営業部課長
	山本 裕子	役職名	運行管理者 兼 整備管理者
営業所名	本社営業所	TEL	0725-53-5886
営業所所在地	大阪府和泉市箕形町3丁目8-12		
従業員数(役員含む)	12人(うち運転者 9人)		
配置車両数	・大型 3台 ・中型 2台 ・小型 3台 :合計 8台		

## &lt;指導項目の判定&gt;

区分	指導項目	確認・判定 (確認はし 点、「否」の 場合×)	指導事項等 (「否」の場合はその理由、コメ ント等を記載)
1. 事業計画 等	(1) 主たる事務所、営業所の名称及び位置に変更はないか。	✓	
	(2) 営業所に配置する事業用自動車の数に変更はないか。	✓	
	(3) 自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	✓	
	(4) 乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の位置及び収容能力は適正か。	✓	
	(5) 乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の保守及び管理は適正か。	✓	
	(6) 名義貸し及び事業の貸渡し等はないか。	✓	
2. 帳票等の 整備・報告 等	(1) 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	✓	
	(2) 自動車事故報告書が適正に届出されているか。	✓	
	(3) 乗務員台帳が適正に作成され、保存されているか。	✓	
	(4) 車両台帳及び車検証(写し)が適正に保管されているか。	✓	
	(5) 事業報告書、輸送実績報告書を提出しているか。	✓	

3. 運行管理 等	(1) 運行管理規程が定められているか。	✓	
	(2) 運行管理者が選任され、届出されているか。	✓	
	(3) 運行管理補助者が選任され、届出されているか。	✓	
	(4) 運行管理者に所定の講習を受けさせているか。	✓	
	(5) 事業計画に従い、必要数の運転者を確保しているか。	✓	
	(6) 過労防止を配慮した勤務時間・乗務時間を定め、これを元に運行計画が作成され、休憩時間、休息期間が適正に管理されているか。	✓	
	(7) 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	✓	
	(8) 点呼の際にアルコール検知器を使用しているか。	✓	
	(9) 乗務等の記録（運転日報）の記録及び保存等は適切か。	✓	
	(10) 運行記録計による記録及びその保存並びに活用は適正か。	✓	
	(11) 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	✓	
	(12) 特定の運転者に対して、適性診断を受けさせているか。	✓	
	(13) 特定の運転者に対して、特別な指導を行っているか。	✓	
	(14) 運転者に対する指導監督の実施、記録、保存は適正か。	✓	
	(15) 乗務員の服務規程が制定されているか。	✓	
4. 運送引受 書及び営 業区域・運 賃	(1) 運送引受書の作成・交付・保存は適正か。	✓	
	(2) 営業区域を遵守した運送を行っているか。	✓	
	(3) 届出済みの運賃が適正に收受されているか。	✓	

5. 車両管理 等	(1) 整備管理規程が定められているか。	✓	
	(2) 整備管理者が選任され、届出されているか。	✓	
	(3) 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	✓	
	(4) 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	✓	
	(5) 定期点検基準を作成し、これに基づき適正に点検及び整備を行い、点検整備記録簿が保存されているか。	✓	
6. 労働基準 法等	(1) 就業規則が制定され、届出されているか。	✓	
	(2) 36協定が締結され、届出されているか。	✓	
	(3) 所定の健康診断を実施し、その記録及び保存は適正か。	✓	
7. 任意保険 加入等	(1) 賠償責任保険等に加入しているか。	✓	
8. 苦情処理	(1) 旅客に対する取扱い、その他運輸に関する苦情を申し出た者に対して、遅滞なく弁明しているか。	✓	
9. 運輸安全 マネジメ ント等	(1) 安全管理規程を作成し、届出がされているか。	✓	
	(2) 安全統括管理者を選任し、届出がされているか。	✓	
	(3) 輸送の安全にかかわる情報を公表しているか、また、公表すべき輸送の安全に関する事項等を国へ報告しているか。	✓	
10. その他	(1) 営業所に運送約款及び運賃が掲示されているか。	✓	
	(2) 事業者名等が車体に表示されているか。	✓	
	(3) 車内に運転者氏名等が掲示されているか、また、応急用具等の備付等は適正か。	✓	
改善要請 の有無	有		無

令和2年 9月28日

株式会社ロマンス  
代表取締役 佐々木 良隆 様

**一般貸切旅客自動車運送適正化機関による巡回指導の終了について**

令和2年9月28日に貴社の本社営業所において巡回指導を実施した結果、別添の「巡回指導通知書」のとおり、「改善を要する指導事項」がありませんので、今回の巡回指導は、これをもちまして終了となります。

今後も、「法令遵守」に関しまして、より一層の向上を図られますようよろしくお願い致します。

以 上

**【お問い合わせ先】**

一般財団法人 近畿貸切バス適正化センター

〒572-0846

大阪府寝屋川市高宮栄町12-11

一般財団法人近畿陸運協会 大阪支部2F

TEL 072-812-1337 FAX 072-812-1336